

別添3

○電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請者で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望する者にあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前1か月以上2か月を超えない期間に申請を行った者に限る。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p>(8) 基幹放送局の業務を維持するに足りる経理的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。</p> <p>ア 法第6条第2項第3号に規定する無線設備の工事費については、当該基幹放送局を開設するために必要とする適正な工事費として計上されていること。</p> <p>また、無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法については、事業計画の該当事項及び事業収支見積りの中において適正に計上されていること。</p> <p>イ 法第6条第2項第4号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免許の有効期間において確実にその事業の計画を実施することができるものであること。</p> <p><u>特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。</u></p> <p>(9) 基幹放送局の業務を維持するに足りる技術的能力は、次のア及びイに適合するものであること。</p> <p>ア 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送にあつては、<u>同法</u>第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等（以下「設備維持業務」という。）の業務を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。</p> <p>イ 設備維持業務に従事する者が業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。</p>	<p>（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>(1) ～(7) (同左)</p> <p>(8) (同左)</p> <p>ア (同左)</p> <p>イ 法第6条第2項第4号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免許の有効期間において確実にその事業の計画を実施することができるものであること。</p> <p>(9) (同左)</p> <p>ア 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送にあつては、<u>放送法</u>第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等（以下「設備維持業務」という。）の業務を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。</p> <p>イ (同左)</p>

(10) 地上基幹放送局（地上基幹放送を行うものに限る。）の新たな免許申請である場合、予備免許後1年以内に親局から放送を行うものであること。

(11) 地上基幹放送局（テレビジョン放送を行うものに限る。）の免許の申請である場合、基幹放送普及計画に定める区域において、平成27年3月31日までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局又は共聴施設等の整備計画が策定されていること。

また、当該整備計画に基づき整備が行われても、地上アナログテレビジョン放送が受信されていた区域において、なお、地上デジタルテレビジョン放送の受信ができない地域が残る場合は、引き続き地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局の整備等に努めるものであること。

(12)～(15) (略)

(免許人及び予備免許を受けた者の地位の承継の許可)

第11条 法第20条第2項から第5項までの規定による無線局の免許人の地位の承継又は同条第10項の規定による法第8条の予備免許を受けた者の地位の承継の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別添6（第3条関係）

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

第1 テレビジョン放送

1 事業計画の実施の確実性（放送局根本基準第3条第1項第1号関係）

(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。

(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。

(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。

2 放送対象地域内の世帯カバー率（放送局根本基準第9条関係）

放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること

3 視聴覚障害者への配慮（放送局根本基準第3条第1項、放送法関係審査基準別紙1の5関係）

字幕放送、解説放送等の視聴覚障害者に配慮した放送番組をできる限り多く設けていること。

4 放送の公正かつ能率的な普及（放送局根本基準第9条関係）

(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること。

(2) 予備免許後、できるだけ早期の放送開始が予定された計画であること。

5 上記1～5を基準に比較審査を行う際の評価項目及び評価点は次の表のとおりとする。なお、評価点の合計点が同点である場合には、放送の継続の確保の観点から、再免許の申請を優先する。

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

<u>比較審査基準</u>	<u>評価基準</u>	<u>評価点</u>
---------------	-------------	------------

(10)～(13) (同左)

(免許人及び予備免許を受けた者の地位の承継の許可)

第11条 法第20条第2項若しくは第3項の規定による無線局の免許人の地位の承継又は同条第8項の規定による法第8条の予備免許を受けた者の地位の承継の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別添6（第3条関係）

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

1 事業計画の実施の確実性 (16点)	(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)	現有資本又は事業全体の収支により対応する。	10
		確実な増資により対応する。	8
		確実な借入金により対応する。	6
		おおむね確実な増資又は借入金により対応する。	4
		不確実要素のある手段(申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等)で対応する。	2
	(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。(3点)	整備計画が確実である。	3
		整備計画に不確実要素がある。	1
	(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。(3点)	放送番組の制作体制、調達体制が確実である	3
		放送番組の制作体制、調達体制に不確実要素がある。	1
2 放送対象地域内の世帯カバー率 放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。(10点) ※受信可能な電界強度を51dB μ V/mとして計算	放送対象地域内の世帯カバー率 99%以上	10	
	放送対象地域内の世帯カバー率 97%以上 99%未満	8	
	放送対象地域内の世帯カバー率 94%以上 97%未満	6	
	放送対象地域内の世帯カバー率 91%以上 94%未満	4	
	放送対象地域内の世帯カバー率 91%未満	2	
3 視聴覚障害者への配慮 (2点)	(1) 字幕が付与された放送番組をできる限り多く設ける計画を有していること。(1点)	平成29年度までに字幕付与可能な全ての放送番組(1日につき午前7時から午後12時までの間に限る。(2)において同じ。)に字幕を付与する計画を有している。	1

		<p>※「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組</p> <p>①技術的に字幕を付すことができない番組(例：現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)、②外国語の番組、③大部分が器楽演奏の音楽番組、④権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組</p>	
	<p>(2) 解説が付与された放送番組をできる限り多く設ける計画を有していること。(1点)</p>	<p>平成29年度までに権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組の10%に解説を付与する計画を有している。</p> <p>※「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組</p> <p>①権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組、②2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組、③5.1chサラウンド放送番組、④主音声に付与する隙間のない放送番組</p>	1
<p>4 放送の公正かつ能率的な普及(6点)</p>	<p>(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること。(3点)</p> <p>※「ローカル番組」とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの。</p>	<p>ローカル番組比率が1週間の放送時間中 25%以上。</p>	3
		<p>ローカル番組比率が1週間の放送時間中 10%以上 25%未満。</p>	2
		<p>ローカル番組比率が1週間の放送時間中 10%未満。</p>	1
	<p>(2) 予備免許後、できるだけ早期の放送開始が予定された計画であること。</p>	<p>予備免許後、6ヶ月以内に親局から放送開始。</p>	3
		<p>予備免許後、9ヶ月以内に親局か</p>	2

	<u>(3点)</u> <u>※希望する周波数の範囲において、再免許の申請を行う者以外の者のみが申請を行っている場合に限り、比較審査の審査対象とする。</u>	<u>ら放送開始。</u>	<u>1</u>
		<u>予備免許後、1年以内に親局から放送開始。</u>	

第2 ラジオ放送

- 1 事業計画の実施の確実性（放送局根本基準第3条第1項第1号関係）
 - (1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。
 - (2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。
 - (3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。
- 2 放送対象地域内の世帯カバー率（放送局根本基準第9条関係）
放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること(短波放送を除く)。
- 3 放送の公正かつ能率的な普及（放送局根本基準第9条関係）
 - (1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること（短波放送を除く）。
 - (2) 予備免許後、できるだけ早期の放送開始が予定された計画であること。
- 4 上記1～4を基準に比較審査を行う際の評価項目及び評価点は次の表のとおりとする。なお、評価点の合計点が同点である場合には、放送の継続の確保の観点から、再免許の申請を優先する。

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準		評価事項	評価点
1 <u>事業計画の実施の確実性</u> (16点)	(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)	現有資本又は事業全体の収支により対応する。	10
		確実な増資により対応する。	8
		確実な借入金により対応する。	6
		<u>おおむね確実な増資又は借入金</u> により対応する。	4

- 1 (同左)
 - (1) (同左)
 - (2) (同左)
 - (3) (同左)
- 2 (同左)
(同左)
- 3 視覚障害者への配慮（放送法関係審査基準別紙1の5関係）
テレビジョン放送の申請については、字幕放送、解説放送等の視覚障害者に配慮した放送番組が、より多く設けられていること。
- 4 災害放送への対応（基幹放送普及計画第2の1(3)、当該審査基準第3条(1)オ(ア)関係）
災害放送の実施が求められる自然災害発生時に備え、置局が必要とされる中継局にできる限り、予備電源装置を有していること。
- 5 (同左)
 - (1) (同左)
 - (2) (同左)
- 6 (同左)

表 (同左)

比較審査基準		評価事項	評価点
1 <u>事業計画の確実性</u> (16点)	(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)	現有資本又は事業全体の収支により対応する。	10
		確実な増資により対応する。	8
		確実な借入金により対応する。	6
		<u>おおむね確実な借入金</u> により対応する。	4

		不確実要素のある手段(申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等)で対応する。	2
(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。(3点)	整備計画が確実である。		3
	整備計画に不確実要素がある。		1
(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。(3点)	放送番組の制作体制、調達体制が確実である。		3
	放送番組の制作体制、調達体制に不確実要素がある。		1
2 放送対象地域内の世帯カバー率 放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。(10点)	放送対象地域内の世帯カバー率95%以上		10
	放送対象地域内の世帯カバー率90%以上95%未満		8
	放送対象地域内の世帯カバー率85%以上90%未満		6
	放送対象地域内の世帯カバー率80%以上85%未満		4
	放送対象地域内の世帯カバー率80%未満		2

		不確実要素のある手段(申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等)で対応する。	2
(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。(3点)	整備計画が確実である。		3
	整備計画に不確実要素がある。		1
(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。(3点)	放送番組の制作体制、調達体制が確実である。		3
	放送番組の制作体制、調達体制に不確実要素がある。		1
2 放送対象地域内の世帯カバー率 放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。(10点)	放送対象地域内の世帯カバー率95%以上		10
	放送対象地域内の世帯カバー率90%以上95%未満		8
	放送対象地域内の世帯カバー率85%以上90%未満		6
	放送対象地域内の世帯カバー率80%以上85%未満		4
	放送対象地域内の世帯カバー率80%未満		2
3 <u>視聴覚障害者への配慮</u> <u>テレビジョン放送の申請については、字幕放送、解説放送等の視聴覚障害者に配慮した放送番組をできる限り多く設けていること。(3点)</u> ※「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組 <u>①技術的に字幕を付すことができない番組(例：現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)、②外国語の番組、③大部分が器楽演奏の音楽番組、④権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組</u>	<u>字幕付与可能な放送番組のうち、字幕付与率が1週間の放送時間中50%以上であり、かつ、解説放送を実施する。</u>		<u>3</u>
	<u>字幕付与可能な放送番組のうち、字幕付与率が1週間の放送時間中50%以上であるが、解説放送を実施しない。</u> <u>字幕付与可能な放送番組のうち、字幕付与率が1週間の放送時間中30%以上50%未満。</u>		<u>2</u>
	<u>字幕付与可能な放送番組のうち、字幕付与率が1週間の放送</u>		<u>1</u>

3 放送の公正かつ能率的な普及(6点又は3点)	(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること。(3点) ※「ローカル番組」とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの。	ローカル番組比率が1週間の放送時間中50%以上	3	
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%以上50%未満	2	
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%未満	1	
	(2) 予備免許後、できるだけ早期の放送開始が予定された計画であること。(3点) ※希望する周波数の範囲において、再免許の申請を行う者以外の者のみが申請を行っている場合に限り、比較審査の審査対象とする。	予備免許後、6ヶ月以内に親局から放送開始。	3	
		予備免許後、9ヶ月以内に親局から放送開始。	2	
		予備免許後、1年以内に親局から放送開始。	1	

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

第1 (略)

第2 地上基幹放送局

1 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局(地上系)

高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局(地上系)(以下本項1において「DTV放送局」という。)の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

(1) (略)

(2) 放送区域を示す図は、送信空中線の位置、高さ、指向特性及び実効輻射電力からみて適正に記載されているものであること。なお、計算値により記載されている場合には、放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出方法(昭和35年

4 災害放送への対応 災害放送の実施が求められる自然災害発生時に備え、置局が必要とされる中継局にできる限り予備機器等を有していること。(3点) ※中継局は、基幹放送用周波数使用計画に告示された周波数を使用する基幹放送局をいう。		時間中30%未満。		
		中継局のうち90%以上について、予備電源装置を有する。	3	
		中継局のうち80%以上90%未満について、予備電源装置を有する。	2	
		中継局のうち80%未満について、予備電源装置を有する。	1	
5 放送の公正かつ能率的な普及(6点又は3点)	(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること。(3点) ※「ローカル番組」とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの。	ローカル番組比率が1週間の放送時間中50%以上。	3	
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%以上50%未満。	2	
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%未満。	1	
	(2) 予備免許後、できるだけ早期の放送開始が予定された計画であること。(3点) ※希望する周波数の範囲において、再免許の申請を行う者以外の者のみが申請を行っている場合に限り、比較審査の審査対象とする。	予備免許後、6ヶ月以内に親局から放送開始。	3	
		予備免許後、9ヶ月以内に親局から放送開始。	2	
		予備免許後、1年以内に親局から放送開始。	1	

別紙1 (同左)

第1 (同左)

第2 (同左)

1 (同左)

(1) (同左)

(2) 放送区域を示す図は、送信空中線の位置、高さ、指向特性及び実効輻射電力(11.7GHzから12.2GHzまでの周波数を使用するものは等価等方輻射電力)からみて適正に記載されているものであること。なお、計算値により記載されている場合には、放送区域等を計算によ

郵政省告示第640号)によるものであること。

(3)～(4) (略)

(5) 周波数の選定は、次の基準により行う。

ア (略)

イ DTV放送局の中継局の周波数の選定

DTV放送局の中継局の周波数のうち、基幹放送用周波数使用計画第5に規定する周波数(以下この項において「計画済みの周波数」という。)以外の周波数の選定は、原則として次により行う。

(ア)～(カ) (略)

ウ・エ (略)

(6) 空中線電力の審査は、(2)から(5)までに掲げる基準に準じて行う。この場合において、実効輻射電力(指向性空中線を使用する場合にあっては、最大実効輻射電力)の値は、次により整理すること。

空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3けたまで計算し、3けた目を四捨五入して2けたで表示すること。ただし、1けた目の数字が1の場合において、3けた目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。

(7)～(8) (略)

2 (略)

3 多重放送局(地上系)

多重放送(地上系)を行うものの審査については、1及び2の基準によるほか、次により行う。

(1) 送信の方式は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局にあっては超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第89号)に適合するものであること。

(2) (略)

4・5 (略)

第3～第25 (略)

る電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出方法(昭和35年郵政省告示第640号)及び放送区域等を計算による電力束密度に基づいて定める場合における当該電力束密度の算出方法(昭和57年郵政省告示第881号)によるものであること。

(3)～(4) (同左)

(5) (同左)

ア (同左)

イ (同左)

DTV放送局の中継局の周波数のうち、基幹放送用周波数使用計画第6に規定する周波数(以下この項において「計画済みの周波数」という。)以外の周波数の選定は、原則として次により行う。

(ア)～(カ) (同左)

ウ・エ (同左)

(6) 空中線電力の審査は、(2)から(5)までに掲げる基準に準じて行う。この場合において、実効輻射電力又は等価等方輻射電力(指向性空中線を使用する場合にあっては、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力)の値は、次により整理すること。

空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3けたまで計算し、3けた目を四捨五入して2けたで表示すること。ただし、1けた目の数字が1の場合において、3けた目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。

(7)～(8) (同左)

2 (同左)

3 (同左)

(1) 送信の方式は、標準テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局にあっては標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第91号)、標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局にあっては標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第92号)、標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局にあっては標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第93号)、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局にあっては超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第89号)に適合するものであること。

(2) (同左)

4・5 (同左)

第3～第25 (同左)

改 正 案	現 行
<p>（認定等の基準）</p> <p>第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 法第93条第4項に規定する事業計画書及び事業収支見積書等については、その記載内容が認定等を受けようとする地上基幹放送の業務に係る放送対象地域における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。<u>特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。</u></p> <p>(6)～(12) （略）</p> <p>別紙1（第3条関係）</p> <p>第3条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～8 （略）</p> <p><u>9 申請者は、災害に関する放送を行うものであること。また、災害が発生した場合においても、当該放送を確実に実施するための体制を確保する計画を有すること。</u></p> <p><u>10・11</u> （略）</p> <p><u>12</u> 地上基幹放送の業務（試験放送を行う基幹放送局を用いて行う地上基幹放送の業務を除く。）は、毎日放送を行うものであること。</p> <p><u>13</u> コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務を含む。以下同じ。）にあつては、<u>12</u>にかかわらず、できる限り毎日（スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設であつて季節的に利用されるものの整備された区域における季節的な需要に応えるためのコミュニティ放送を行う基幹放送局にあつては、当該需要に応えるために必要な期間内においてできる限り毎日）放送を行うものであること。</p> <p><u>14～16</u> （略）</p> <p><u>17</u> コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、<u>12</u>の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 地域密着性の確保のため、次の各条件に適合しているものであること。</p> <p>ア 放送番組の編集</p>	<p>（認定等の基準）</p> <p>第3条 （同左）</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 法第93条第4項に規定する事業計画書及び事業収支見積書等については、その記載内容が認定等を受けようとする地上基幹放送の業務に係る放送対象地域における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。</p> <p>(6)～(12) （同左）</p> <p>別紙1（第3条関係）</p> <p>（同左）</p> <p>1～8 （同左）</p> <p><u>9・10</u> （同左）</p> <p><u>11</u> 地上基幹放送の業務（試験放送を行う基幹放送局を用いて行う地上基幹放送の業務を除く。）は、毎日放送を行うものであること。<u>ただし、テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送の業務は、この限りでない。</u></p> <p><u>12</u> コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務を含む。以下同じ。）にあつては、<u>11</u>にかかわらず、できる限り毎日（スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設であつて季節的に利用されるものの整備された区域における季節的な需要に応えるためのコミュニティ放送を行う基幹放送局にあつては、当該需要に応えるために必要な期間内においてできる限り毎日）放送を行うものであること。</p> <p><u>13～15</u> （同左）</p> <p><u>16</u> （同左）</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>ア （同左）</p>

放送を行おうとする地域に密着した各種の情報（地域の行政情報・タウン情報・交通情報・観光情報等）に関する番組等、当該地域の住民の要望に応える放送が、できる限り1週間の放送時間（1日につき午前8時から午後8時までの間に限る。）の50%以上を占めていること。

イ・ウ （略）

(4) （略）

18～23 （略）

別添2 放送の区分と送信の標準方式について（第3条(7)イ、第7条(4)イ、第10条の3(4)イ及び第12条(7)ア(イ)関係）

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

(1)～(3) （略）

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章及び第3章の規定に適合するものであること。

(5) 衛星基幹放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章、第5章及び第6章の規定に適合するものであること。

(6) （略）

放送を行おうとする地域に密着した各種の情報（地域の行政情報・タウン情報・交通情報・観光情報等）に関する番組等、当該地域の住民の要望に応える放送が、1週間の放送時間の50%以上を占めていることが望ましい。

イ・ウ （同左）

(4) （同左）

17～22 （同左）

別添2 （同左）

1 （同左）

(1)～(3) （同左）

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

ア 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う場合
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章及び第3章の規定に適合するものであること。

イ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う場合
標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第88号）第1章及び第2章の規定に適合するものであること。

ウ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送を行う場合
標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第91号）第1章及び第2章の規定に適合するものであること。

エ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン文字多重放送を行う場合
標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第92号）の規定に適合するものであること。

オ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送を行う場合
標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第93号）第1章及び第2章の規定に適合するものであること。

(5) 衛星基幹放送

ア 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う場合
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章、第5章及び第6章の規定に適合するものであること。

イ 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う場合
標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第88号）第1章及び第3章の規定に適合するものであること。

ウ 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送を行う場合
標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第93号）第1章及び第3章の規定に適合するものであること。

(6) （同左）

2 (略)

2 (同左)